

熊 野 市 農 業 委 員 会

第 36 回 総 会

平成 30 年 2 月 9 日

第36回熊野市農業委員会総会議事録

日 時 平成30年2月9日(金)

午前 9時30分～

場 所 熊野市文化交流センター

多目的ルーム

(出席委員)

会 長 仲 森 廣 光

委 員

多 川 進 坂 口 輝 之 山 本 肇 井 谷 雄 二

原 田 稔 夫 森 岡 正 樹 松 田 良 広 大 江 愛 久

岡 田 住 夫 室 谷 政 輝 松 本 源 一 榎 本 満

栗 原 清 志 杉 谷 俊 毅 増 田 幸 美 山 口 政 高

辻 本 浩 規 福 岡 淳 史 小 瀬 功 福 山 康 子

栗 須 幹 生

(欠席委員) 大 橋 秀 行 浦 坪 昇

(事務局) 農政係長 鈴木 健 係 竹原 千名

会議次第

1. 議事

第1号議案 農地法第5条許可審議の件

承認事項 (1) 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について

(2) 非農地証明願いについて

議長 皆様おはようございます。委員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただいまの出席委員は22名であります。欠席の届出は、18番大橋委員から出されております。

定足数に達しておりますので、ただいまから熊野市農業委員会第36回総会を開会いたします。

最初に議事録署名委員の指名についてであります。熊野市農業委員会総会会議規則第10条第3項に議長が指名するとなっておりますので、1番多川委員、25番栗須委員の2名を指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。事務局に総括表の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 第36回総会総括表、5条所有権の移転は、3件で田646㎡、畑1,102㎡、計1,748㎡でございます。農業経営基盤強化促進法による利用権の設定は、5件で田4,317㎡、畑357㎡、計4,674㎡でございます。非農地証明願いは、3件で田504㎡、畑306.98㎡、計810.98㎡でございます。合計は、11件で田5,467㎡、畑1,765.98㎡、総合計は、7,232.98㎡でございます。以上です。

議長 第1号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請につきまして、知事に意見を附するため提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。それでは、事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、久生屋町字大前570番3、台帳畑、現況休耕、面積263㎡でございます。譲渡人は、久生屋町■■■■さん。譲受人は、有馬町■■■■さん。転用の目的・施設の内容等ですが、建売分譲用地で住宅平屋建て、建築面積72.87㎡を新築するということでございます。添付書類といたしまして位置図、現況図、土地利用計画図、建築確約書、建物平面図、資金証明書、西和美さんの同意書、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

2番、飛鳥町神山字前田190番2、台帳田、現況休耕、面積646㎡でございます。譲渡人は、飛鳥町神山■■■■さん。譲受人は、金山町■■■■さん。転用の目的・施設の内容等ですが、住宅用地で、住宅平屋建て、建築面積145.92㎡を1棟新築、倉庫、建築面積48㎡を1棟建築するということでございます。添付書類といたしまして位置図、現況図、土地利用

計画図、建築確約書、建物平面図、資金証明書、[]さん、[]さんの同意書、公図、土地登記事項証明書が添付されております。次のページをお開きください。

3番、紀和町小森字前地534番、台帳畑、現況休耕、面積839㎡でございます。譲渡人は、紀和町小森[]さん。譲受人は、奈良県北葛城郡上牧町[]さん。使用貸借で、奈良県北葛城郡上牧町[][]さん。転用の目的・施設の内容等ですが、太陽光発電施設用地で、ソーラーパネル4基、設置面積452.1㎡、太陽光設備設置割合は、53.88%です。添付書類といたしまして位置図、現況図、土地利用計画図、誓約書、経済産業省による太陽光発電設置認定通知書の写し、電力受給契約申込書の写し、資金証明書、土地使用に関する同意書、法人登記事項証明書、定款の写し、公図、土地登記事項証明書が添付されております。第1号議案の1番、2番、3番については、いずれも申請書の内容等書類審査及び現地調査の結果から転用事業の確実性等農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの第1号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。所有権移転の1番について、久生屋町お願いいたします。

12番（松本委員） 12番、松本です。

第1号議案の1番について説明させていただきます。

転用の目的は、先ほど事務局の方より説明があったとおりでございます。譲渡人は、有馬町の藪本道雄さんで、申請地を久生屋町[]さんから譲受け住宅用地を造成するものです。現地はオレンジロード久生屋地内にあるガソリンスタンド横の市道を海側に20mほどのガソリンスタンドの裏です。現地は住宅地の中の農地であり、周囲の農地の方には同意書も貰っており、排水も市道の側溝に流すものです。昨年11月の農業委員会総会において本件東側の住宅用地を承認いただいております、本件も地元委員としてなんら問題ないと思われまます。審議ほどよろしくお願いいたします。

議長 次に2番について、飛鳥町お願いします

15番（栗原委員） 15番栗原です。

1号議案2番について説明させていただきます。

転用の目的は、先ほど事務局のほうから説明のあったとおりです。現地は神

山の光福寺の30mほど手前から左へ100m行ったところです。■さんの大工倉庫の前で休耕田です。譲渡人の■さんは高齢のため農業は休んでおります。農地が荒れているところを■さんが買受け、住宅を建て、その後父の農業の手伝いをしたいということです。この案件についてはなんら問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長 次に、所有権移転の3番について、紀和町をお願いします。

21番（福岡委員） 21番福岡です。

第1号議案の3番について説明させていただきます。

転用の目的は先ほど事務局より説明があったとおりです。場所は小森ダムから少し上流に上ったところの町中になります。譲渡人の■さんはもう耕作できないということで、娘に相談したがいないということで、将来は娘の所へ行く予定であり、早く処分してほしいということです。そのため■さんに譲り、ソーラーパネルを設置するというございます。周りの住宅に反射することがないかという説明をさせてもらいましたが、隣近所に迷惑をかけるようなことはしないということで、草も生えないようにしてただけということでしたので、地元委員としてなんら問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 第1号議案につきましては、地元委員さんからは許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

（なし）

議長 ありませんか。

特にご意見もないようですので、農地部会長さん、何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長（多川委員） 1番、多川です。

第1号議案の1、2、3番につきまして、地元委員の言うとおりで何ら問題ないと思います。

議長 農地部会長さんからは、特に問題がないとのことですのでお諮りいたします。第1号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしとのことですので、第1号議案につきましては原案を承認する

ことと決定し、その旨の意見を附し知事に進達することといたします。

議長 次に、承認事項1 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についての議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1 番、有馬町字下矢田 3 6 5 8 番、台帳田、現況田、面積 1 1 2 m²ほか計 2 筆、合計 1, 1 6 6 m²でございます。利用目的といたしまして、水稻栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、有馬町 ■■■■■ さん。借受人は、有馬町 ■■■■■ さん。取り扱いは熊野市農地銀行有馬支店。期間は公告の日から 3 年間で再設定ということでございます。

2 番、有馬町字仲沖 1 2 4 7 番 1、台帳田、現況田、面積 1, 3 0 5 m²でございます。利用目的といたしまして、水稻栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、有馬町 ■■■■■ さん。借受人は、有馬町 ■■■■■ さん。取り扱いは熊野市農地銀行有馬支店。期間は公告の日から 3 年間で再設定ということでございます。次のページをお開きください。

3 番、有馬町字沖 1 2 4 5 番 4、台帳田、現況田、面積 6 1 0 m²ほか計 2 筆、合計 9 6 9 m²でございます。利用目的といたしまして、水稻栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、有馬町 ■■■■■ さん。借受人は、有馬町 ■■■■■ さん。取り扱いは熊野市農地銀行有馬支店。期間は公告の日から 3 年間で再設定ということでございます。

4 番、有馬町字仲沖 1 2 4 5 番 1、台帳田、現況田、面積 4 8 0 m²ほか計 2 筆、合計 8 7 7 m²でございます。利用目的といたしまして、水稻栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、兵庫県川西市 ■■■■■ さん。借受人は、有馬町 ■■■■■ さん。取り扱いは熊野市農地銀行有馬支店。期間は公告の日から 3 年間で再設定ということでございます。次のページをお開きください。

5 番、金山町字鼓尾 9 8 8 番、台帳田、現況畑、面積 3 5 7 m²でございます。利用目的といたしまして、柑橘栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、金山町 ■■■■■ さん。借受人は、金山町 ■■■■■ さん。取り扱いは熊野市農地銀行金山支店。期間は公

告の日から10年間で新規設定ということでございます。

承認事項1の1番、2番、3番、4番、5番については、いずれも農地の効率的利用、農作業常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いします。以上です。

議長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番から4番について、有馬町お願いいたします。

10番（岡田委員） 10番、岡田です。

承認事項1の1番ですが、貸渡人の■■■■さんは高齢のため農作業は困難ということで、借受人の■■■■さんが継ぐということです。■■■■さんは30年以上のベテランで、なんら問題は無いと思われま

承認事項1の2番も貸渡人は■■■■でございます。借受人の■■■■さんは農業を20年以上されているベテランで、この案件についてもなんら問題は無いと思われま

承認事項1の3番につきましても、貸渡人の■■■■さんが高齢のため農作業が困難ということで、借受人の■■■■さんに頼んでございます。この案件についても問題は無いと思いま

承認事項1の4番につきましても、貸渡人の■■■■さんも高齢のため作業が困難ということで、同じ借受人の■■■■さんに託しております。この件も問題は無いと思いま

議長 次に、5番について金山町お願いします。

13番（榎本委員） 13番、榎本です。

承認事項1の5番について説明させていただきます。貸渡人■■■■さんは、当該畑を以前に購入したものを、借受人■■■■さんは息子であり、■■■■さんは高齢のため貸渡しをするものです。譲受人は柑橘栽培をするものです。自宅から現地まで車で7分のところでございます。この案件につきましては、地元委員としてなんら問題は無いと思いま

議長 ただいまの承認事項1につきましては、地元委員さんからは、承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いします。

(なし)

議長 ございませんか。

特にご意見もないようですので、お諮りいたします。承認事項1農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、承認事項1につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に承認事項2非農地証明願いについてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、井戸町字東1426番4、台帳畑、現況宅地、面積29㎡ほか計6筆、150.98㎡でございます。出願者は、木本町■■■■さん。転用時期・理由・施設の内容・添付書類ですが、昭和43年に願出者の夫が建物を購入し、住宅の敷地として一体利用したということでございます。添付書類といたしまして、現況図(案内図)、配置図、昭和53年撮影の航空写真、現況図、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

2番、金山町字古屋634番10、台帳畑、現況宅地、面積261㎡でございます。出願者は金山町■■■■さん。転用時期・理由・施設の内容・添付書類ですが、昭和54年に願出者の夫が住宅を建築したということでございます。添付書類といたしまして、現況図(案内図)、配置図、課税証明書、現況写真、公図、土地登記事項証明書が添付されております。次のページをお開きください。

3番、飛鳥町神山字小切畑1109番、台帳田、現況山林、面積247㎡ほか計2筆、399㎡でございます。出願者は、久生屋町■■■■さん。転用時期・理由・施設の内容・添付書類ですが、昭和46年に願出者の父が植林したということでございます。添付書類といたしまして、位置図、現況図(案内図)、年輪写真、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

承認事項2の1番、2番、3番については、いずれも申請書に記載された内容等書類審査及び現地調査の結果、また、承認要件を満たしていると考えております。現地の説明については地元委員よりお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番について、井戸町お願いいたします。

6番（森岡委員） 6番、森岡です。

承認事項2の非農地証明願いについての1番について説明させていただきます。理由等は、先ほど事務局より説明があったとおりでございます。現地を見させてもらったところ、畑、田となっているところの面積はそれぞれ20㎡とか40㎡程度と大変狭い土地となっております。宅地と一体に利用されていたというような状況で、家も廃屋といった状況です。測量もしていただき、整地もしていただいている状況です。周辺の方も竹が生えてくるだとか環境のことを考えると、非農地証明をして宅地にすることがいいことだと思っております。地元委員としては、なんら問題はないと思いますのでよろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 次に2番について、金山町お願いします。

13番（榎本委員） 13番、榎本です。

承認事項2の2番について説明させていただきます。

現地は金山町の古屋地区で、付近は家が建て並んでいるところでございます。申請人■■■■さんは、相続の件で、地目が農地であることがわかったものでございます。

申請人の夫が昭和54年頃、家屋を建築したものです。すでに49年も経過しており、地元委員としてはなんら問題無いと思っておりますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 次に3番について、飛鳥町お願いします。

16番（杉谷委員） 16番、杉谷です。

承認事項2の3番についてご説明させていただきます。

現地は、国道42号線から309号へ入って5キロほど行ったところの山の段々畑になっているところで、申請人の父が昭和46年頃、植林したということでございます。現地調査をしたところ、既に山林といった状態で、現在に至っております。50年近くたっており、地元委員としては問題ないと思っております。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの承認事項2につきましては、地元委員さんからは、承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきましてご意見があれば発言をお願いします。

(なし)

議長 ありませんか。

特にご意見もないようですので、農地部会長さん、何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長（多川委員） 1番、多川です。

承認事項2の非農地証明願いについてですが、1番、2番、3番とも地元委員が言うとおりで、何ら問題ないと思います。

議長 農地部会長さんからは、特に問題がないとのことですので、お諮りいたします。承認事項2非農地証明願いについてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、承認事項2につきましては、原案を承認することと決定いたします。

議長 これをもちまして、本日の総会に附議された議案、承認事項等は、全て議了いたしました。

他に何かございませんか。

(なし)

議長 それでは、事務局から連絡事項がございます。事務局。

事務局長 それでは事務局から連絡事項を申し上げます。

4月より新体制となりますので、次回が現体制での最後の現地調査、総会となります。現地調査については、3月1日木曜日、午前8時30分に市役所を出発いたします。関係される委員さんにはよろしく願いいたします。また、次回の第37回総会は、3月9日金曜日、午前9時30分から、文化交流センターでの開会を予定しておりますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上です。

議長 これをもちまして、第36回総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(閉会 午前10時 5分)

議事録署名委員

25番委員

1番委員

会長